新型コロナウイルス対応 事業継続計画

社会福祉法人 萌寿会 令和2年4月8日

目 次

新型コロナウイルス対応

1.	基本方針····································	1
2.	対策本部の設置	1
3.	感染予防策······	2
4.	感染対応	3

1. 基本方針

新型コロナウイルスが蔓延し、当法人が経営する施設において感染者が発生した際においても、以下の入所4施設については、利用者・職員の安全を確保しつつ事業を適切に継続する。

- (1) 特別養護老人ホーム 萌寿園
- (2) 短期入所生活介護事業所 萌寿園
- (3) 地域密着型特別養護老人ホーム 萌寿園
- (4) グループホーム 萌寿園

なお、通所施設(短期入所生活介護事業所・デイサービスセンター)においては、施設内で利用者・職員を問わず感染者(陽性)が発生した場合、一時閉鎖の措置を採るものとするが、入所施設の事業継続に向け必要なサービスを提供するにあたり介護員等が不足する場合にあっても、従事者確保のため一時閉鎖の措置を採る場合がある。

また、居宅介護支援事業所 萌寿園については、一時的サービスの停止も想定されるが、速やかに事業を継続する。

2. 対策本部の設置

新型コロナウイルス感染で、当法人が経営する施設において感染者が発生した際の人命の保護、施設(事業)継続と早期復旧を可能とするため、感染拡大の恐れのある時点で、BCP対策本部を設置し、BCPを発動する。

項目	法人本部	施 設
BCP対策 本部長	理事長	
・方針の決定、対策の統括、施設の閉鎖等の決定		
感染対策担当者		主治医、看護師
・利用者の健康チェック、利用者の体調観察 発生状況の確認等		土心区、有暖岬
BCP対策 事務局長	施設長	地域密着型特養
・利用者、職員の状況把握、情報収集と発信、各種調整等		所長
事務局	本部事務局	特養課長補佐 •
・対外窓口(身元引受人、行政、保健所、社協等)		各事業所長
・感染予防、医療・看護、専門的知識などの情報収集・提供		
・施設の衛生上の必要備品手配など衛生管理		
・保健所、医療機関、施設消毒業者などの対応		
・職員の人員確保、調整、応援手配等		

感染予防・感染対策に当たっての留意すべき「身体状況例」

- (ア) 息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある
- (イ) 高齢者や、糖尿病や心不全など基礎疾患がある人で、比較的軽い風邪症状がある
- (ウ) 味覚・臭覚障害の症状、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続く

3. 感染予防策

① 市外へ行ったときは、事業所配置の動静簿に記載の上報告を行う(第1号様式)

- ② 施設内ではマスク着用で業務を行う
- ③ 施設入口に消毒液を置き、施設に入る時は手洗い及び手指の消毒を行う
- ④ 出勤時に必ず検温を行う等、健康チェックを徹底する
- ⑤ 上記「身体状況 ウ」が自覚されるような場合は、医療機関を受診し医師の指示に 従う

施設職員

- ⑥ 上記「身体状況 ア又はイ」に該当する場合は、留萌保健所へ相談する
- ⑦ 域外への不要不急な往来は厳に慎む
- ⑧ 業務中、プライベートにかかわらず「3つの密」を避ける
- ⑨ 他の法人等外部者と同席する会議等への出席は控える
- ⑩ 感染経路の特定、濃厚接触者となり得るかを判断するため、日々の行動を記録する
- ① 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の活用を職員へ周知する

施設職員 の家族等

- ① ご家族又は同居している方が、海外から帰国され、検疫所長により14 日間の自宅 待機を命じられた場合は、必ず上司へ申し出る。この場合、13日間自宅待機する
- ② ご家族又は同居している方が、海外から帰国された場合(上記(1)を除く)や域外との往来があった場合は、必ず上司へ申し出る。この場合、原則5 日間自宅待機する
- ③ ご家族又は同居している方が、上記「身体状況 ウ」に該当する場合は出勤せず、 2日間自宅待機する
- ④ ご家族又は同居している方が上記「身体状況 ア又はイ」に該当する場合は留萌保健所へ相談し、医師の判断又はPCR検査で陰性が確認できるまで自宅待機する
- ⑤ ご家族又は同居している方が、新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、 保健所の指示に従う

来訪者

- ① 利用者ご家族等の施設へ入館しての面会はお断りする
- ② 営業や納品等のため来訪した業者については、建物内に入らず、玄関先で対応する
- ③ 施設内清掃や機器の点検等のため来訪した業者については、手洗い及び手指消毒、 検温とマスク着用を求める

4. 感染対応

(1) 感染の恐れがある利用者・職員が発生した場合 (感染の恐れ:「身体状況 ウ」に該当する利用者・職員)

		116 4	D o D t t t th				
	項目	対象者	BCP対応策				
1.	感染の恐れに該当	利用者	① 発熱等があることを担当者から上司に報告する				
			② 他の利用者から隔離した部屋で介護し、担当の職				
			員から上司に毎日の体温と体調を報告する				
			③ 状況が変化し「身体状況 ア又はイ」に該当するに				
			至った場合は、主治医へ相談し、指示にしたがう				
		職員	① 発熱等があることを上司に報告し、医療機関を受				
			診する				
			② 勤務を休み、医師の指示に従い自宅待機する。自				
			宅待機期間中は、毎日朝晩検温し、上司に報告す				
			న				
			③ 状況が変化し「身体状況 ア又はイ」に該当するに				
			至った場合は、保健所へ相談し、指示に従う				
		家族等	家族等が「身体状況 ウ」に該当する場合も、医師の				
			示に従い自宅待機する				
2.	対策本部へ報告	職員の上司	感染の恐れのある利用者・職員が発生したことと、そ				
			の後の経過を報告する				
3.	BCP発動準備	対策本部	感染の恐れのある利用者・職員が発生したことの報告				
			を受け、BCP発動を準備し、その旨を当該施設長に				
			伝える				

(2) 感染が疑われる利用者・職員が発生した場合 感染が疑われる場合 = 「身体状況 ア又はイ」に該当し、留萌保健所へ相談する場合

	項目	対象者	BCP対応策			
1.	感染が疑われる 場合	利用者	他の利用者から隔離し、上司に報告し、主治医に相談する			
		職員	自宅待機のまま上司に報告し、留萌保健所に相談する			
2.	対策本部へ報告	職員の上司	① 感染が疑われる利用者・職員が発生したことを対策本部に報告する② 当該利用者・職員が濃厚接触した可能性のある人についてヒアリングし対策本部へ報告する			
3.	BCP発動	対策本部	① 感染が疑われる利用者・職員が発生したことを対策本部内で情報を共有し、BCPを発動する② BCPを発動したことを、全施設に連絡・周知する③ 感染が疑われる者のケアを担当する職員の宿泊場所を確保する			
		当該施設の施設 長(以下「施設 長」という。)	 施設内で感染が疑われる利用者・職員が発生したことを職員に周知する 職員体制について、通常シフトから非常体制シフトに切り替える 軽症状或いはベッド不足により、感染者が指定医療機関へ入院できない場合を想定した検討を行う 			
4.	一部事業の休止	対策本部	当該施設でのショートステイ及びデイサービスの受入 れを中止し、関係機関へ通知する			
		特養課長補佐 · 各事業所長	① 利用中の高齢者・障がい者及びその家族には、感染リスクの存在を伝える② 利用予約者へ連絡する			
5.	施設の消毒	特養課長補佐 • 各事業所長	職員に施設の消毒を指示する			

6. 感	染が疑われる	利用者	他の利用者から隔離(個室に移動)し、感染を想定した
者	と濃厚接触の		ケアを行う(担当職員の固定化、部屋の換気、ポリエプ
可	能性のある者		ロン・マスク・手袋・フェイスガード等の着用)
		職員	
			自宅待機し、発熱などの症状を毎日朝晩上司に報告する

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について、4頁から抜粋」 (厚生労働省 通知・事務連絡令和2年3月6日メモ)

http://www.aigo.or.jp/korona/jimu%20030602.pdf

濃厚接触が疑われる利用者、職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者と濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する

- 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間接触があった者・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌物若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う

- 当該利用者については、原則として個室に移動する
- 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う
- 当該利用者のケアに当たっては、部屋の換気を 1 ~ 2 時間ごとに 5 ~ 10 分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する
- 職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する
- ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする
- ◆ 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する 場合は、消毒用エタノールで清拭する
- 当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染予防のための取組を促す。施設 長等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う

7.	PCR検査の実施	主治医・看護師	① 主治医と相談し、主治医に保健所への検査依頼をお願いする② 保健所の指導に基づき、検体を採取する
8.	陰性反応の報告	施設長	保健所から検査結果が届き次第、本部に報告する

(第1号様式)

動 静 簿

	旅行(外出	期間		旅行(外出)先	連	絡	方	法	氏	名	事業所長印
自	月	日	時	分								
至	月	日	時	分								
自	月	日	時	分								
至	月	日	時	分								
自	月	日	時	分								
至	月	日	時	分								
自	月	日	時	分								
至	月	日	時	分								
自	月	日	時	分								
至	月	日	時	分								
自	月	日	時	分								
至	月	日	時	分								
自	月	日	時	分								
至	月	日	時	分								
自	月	日	時	分								
至	月	日	時	分								
自	月	日	時	分								
至	月	日	時	分								
自	月	日	時	分								
至	月	日	時	分								

新型コロナウイルス対応 事業継続計画 作成日 令和2年4月8日 作 成 社会福祉法人 萌寿会 住 所 北海道留萌市沖見町6丁目18番地6 電話番号 (0164)-43-2727

FAX 番号 (0164)-43-6885